ブラジルに輸出する清涼飲料水等に関する 原産地証明書の発行について

1. ブラジルが求める証明事項

ブラジルへの清涼飲料水等(清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢)の輸出に際しては、ブラジル政府が定める様式による原産地証明書及びブラジル政府に登録済の分析機関による分析報告書の添付が求められております。

原産地証明書については農林水産省が発行しております。 (手続きの詳細は別紙フロー図を参照。)

2. 留意事項

(1)原産地証明書について

清涼飲料水等につき原産地証明書の発行を受けるためには、以下のいずれ かに該当する必要があります。

- ①当該製品が日本国内で生産又は加工され、問題なく流通していること、かつ「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)に規定する清涼飲料水及び粉末清涼飲料に係る規格基準の要件を満たすこと。
- ②JASマークを取得していること。

なお、証明書発行に関して御不明な点については各地方農政局にお問い合わせ下さい。

(2) 製品分析報告書について

原産地証明書の発行を受けるためには、事前に製品分析報告書の発行を受けなければなりません。製品分析報告書の発行機関については、現在、下記の分析機関で発行可能です。また、分析報告書の様式は各分析機関が発行する任意の様式で問題ありません。

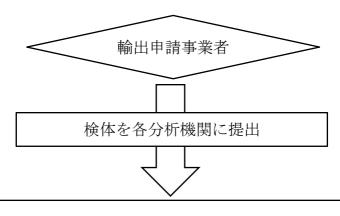
なお、製品分析報告書の内容は、ブラジル政府規定の規格に適合していることを輸出申請事業者が確認する必要があります。詳細は、JETROの農林水産物・食品輸出相談窓口へお問い合わせ下さい。

(https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

<ブラジル政府に登録済の分析機関>

(一財)日本食品分析センター、(一財)日本食品検査、(一財)食品環境検査協会、その他ブラジル政府の登録制度(SISCOLE)に基づいて登録された日本の分析機関

ブラジル向けの原産地証明書の発行手続きのフロー

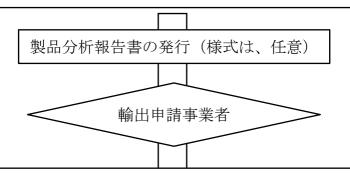


製品分析報告書の発行機関

<ブラジル当局に登録済分析機関>

- (一財)日本食品分析センター、(一財)日本食品検査、
- (一財)食品環境検査協会、その他SISCOLEに基づいて登録

された日本の分析機関



次のいずれかにより申請が可能

① 輸出証明書発給システム ② NACCS* ③ 書面

(※ 輸出入・港湾関連情報システム)

書面の場合は別記様式2、NACCSの場合は別記様式2-2に必要事項を 記載し、登録済み分析機関発行の製品分析報告書を添付して申請

